

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和8年8月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 土 肥 浩 資

〔工事監査〕

令和8年3月27日告示分

監査対象：交通政策課

指摘事項	措置状況等
①インターロッキング修繕工事の積算においては、土木工事として積算された一般管理費等を含む工事価格を、建築工事における直接工事費として積算されている。このことにより、一般管理費等の経費が重複して計上され、過大な積算となっている。今後は設計図書や積算などの確認をより丁寧に行い、このようなミスが起こらないように注意されたい。	①再発防止策として、今回のような積算方法の際は特に注意を払い、複数人による確認を必須とします。また、今回のインターロッキング修繕工事については、今後道路管理者が交番前を含めた歩道改修を予定しており、緊急を要する劣化状況ではないことから取り止めました。なお、取り止め中止したことによる減額分については、重複した一般管理費を含め下記工事を追加したことにより相殺しております。 ・シェルターF棟の排水管ルート変更 ・県道側スチールフェンスの不直調整 ・県道側スチールフェンス塗装工事
②既存バスシェルの撤去処分については、金属屑であることから有価処分となったとの説明であったが、引受書や伝票等が無い。適正に処分されたかの確認を行うためには、金属屑の引受先からの引受書類を保存しておくことが必要である。	②建築工事特記仕様書に基づき、計量証明書を提出させ、適正に処理されていることを確認しました。また、請負業者に有価処分の際は、引受先からの引受書類を適切に保存するよう指導しました。

③既存バスシェルターのコンクリート基礎の廃棄処分については、原則として現地にてコンクリート殻と鉄筋に分別解体を行い、資源の再資源化を図る必要がある。 しかし当現場は駅前で人通りも多いことから、現場において分別解体せずに運び出したとの説明であったが、その後に分別解体が確実にされたのかの確認が取れていない。 建設リサイクル法においては、特定建設資材廃棄物について分別解体等および再資源化が義務付けられている。また、公共建築工事標準仕様書においても、再資源化が求められている。 法令順守及び再資源化による廃棄物の削減等のために、市は施工計画等による処分方法の確認を行うとともに、処分後においては再資源化が図られたかの確認を行う必要がある。	③建築工事特記仕様書に基づき、マニフェストを提出させ、適正に分別解体が行われていることを確認しました。
---	--